

平成27年 第7回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成27年3月18日(水)  
開会 午後3時00分 閉会 午後3時35分
- 2 場 所 大宮庁舎 3階 応接室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長補佐 吉田茂夫、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
  - (1) 議案第39号 京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
  - (2) 議案第40号 京丹後市指導主事の任命について
  - (3) 議案第41号 京丹後市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について
  - (4) 議案第42号 京丹後市事務決裁規程の一部改正について
  - (5) 議案第43号 京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について
  - (6) 議案第44号 京丹後市学校教科用図書選定委員会規程の廃止について  
【追加議案 議案第45号】
  - (7) 議案第45号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 8 そ の 他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり(全10頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年4月3日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長補佐 吉田茂夫、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただいまから「平成27年第7回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

森委員を指名致しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第39号、40号及び41号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第39号、40号及び41号については非公開といたします。

（非公開部分省略 議案第39、40、41号について同意）

〈小松委員長〉

これより会議を公開とします。

〈小松委員長〉

次に、議案第42号「京丹後市事務決裁規程の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第42号「京丹後市事務決裁規定の一部改正について」説明をさせていただきます。

本年4月から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が教育委員会の構成員となり、執行機関の事務を補助する職員に該当しなくなるため、地方公共団体の長の権限に属する事務の一部を補助執行させることが出来なくなるため、教育次長に補助執行させることとなります。

よって、事務の決裁について必要な事項を定めております本規定につきましても、一部改正を行うものでございます。

改正の内容を説明します。

対照表をご覧ください。第22条に補助執行の決裁手続きを、第23条に補助執行の代決者を規定しておりますが、先ほど申し上げました通り、教育長が補助執行できなくなりますので、第22条は教育長を削り、第23条は教育長を教育委員会の事務局の教育次長に改めます。

別表第4に代決者の規定がありますが、教育長の代決を教育次長が行なうことを新たに加えさせていただきます。

これらについては、施行日は法律の施行に合わせまして平成27年4月1日からとしますが、経過措置として、従前の例により在職する教育長が在職する間は、今回の改正は適用しないこととさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第42号をご説明いただきました。

〈小松委員長〉

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第42号「京丹後市事務決裁規程の一部改正について」につきましても、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第43号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第43号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

不登校又はその傾向にある児童生徒に対し、相談及び適応指導を通じ、学校生活への復帰と社会的自立を支援するため、教育支援センターを設置しておりますが、現に中学校に在籍し卒業後の進路が決まるような状況になってきているのですが、体調不良等により一定期間通学が困難な場合、卒業後の指導ができるような体制とするために規則の整備を行うものでございます。

改正の内容を説明します。

対照表をご覧くださいと思います。第6条に対象者を規定しておりますが、第2項に下線が引いてある分ですが「教育長が特に必要があると認めるときは、利用させることができる。」旨を、付け加えさせていただきます。

その他については、条文や様式の中で文言等の整理が必要なものについて、改正をさせていただきます。

なお、施行期日については、平成27年4月1日とします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第43号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

今説明を聞いていて分かったようなつもりですが、確認をさせていただきます。卒業をした後にも一応アプローチができるという体制を整えていくという趣旨の改正という事でよろしいでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

その通りでして、現在、原則としては小中学校に在籍の者しかこの教育支援センターは利用できないのですが、卒業してもすぐに進路が決まらなかったり、進路を決めることに努力をしているのですが、まだ学校に受からなかったり、そういう一定期間配慮が必要とする者についての利用を認めようということです。

ただ、担当課等とも相談をさせていただいているのですが、これを無制限にやると、決まらなかつたらずっと利用しても良いかということになるのは、そこは検討する必要があるという事で、一定制限を加えさせていただいて先の見込みがあるような形で、いつまで

に進路を決めようとか、そういうことがある程度判断が出来る場合しか認めないということを用意の中ではさせていただき予定にしています。

<文珠委員>

その運用の規則はまだこれからですか。

<吉岡教育次長>

そこは、きちっとしたことは決めない予定にしています。文書等では決めない形にして、本人さんたちや家族との話し合いの中で、日数がある程度決定の時に切ってしまうということに考えています。

<森委員>

すみません。中学校だと出口が見えているけれど進路が定まるまではという事なのですが、小学校の場合はどういう理解をしたら良いですか。

<吉岡教育次長>

中学校卒業までは教育支援センターは利用できますので、小学校で使っている人が中学校に行っても使いたい場合はそのままずっと使って頂けます。学校長の意見ももちろん必要です。

<横島学校教育課長>

在籍校の意見書みたいなものをいただいて、その副申をもって決定しますので、1年ごとに申し込みというのはきちっと取り直すという形になっておりますので、1年ごとに修了証を出す、1学年上がってもまた入っていただいて1年経って修了証を出す。もちろん、回復すれば途中でも切るというような形で整理をさせていただいておりますので、小学から中学までは学校長が認めて保護者と本人が希望すれば利用できるという形になっております。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第43号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第44号「京丹後市学校教科用図書選定委員会規程の廃止について」を議題

と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これも、教育次長から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第44号「京丹後市学校教科用図書選定委員会規定の廃止について」説明をさせていただきます。

3月4日の定例会で規約の承認をいただきました丹後教科用図書採択地区協議会の設置に伴いまして、本市の学校教科用図書選定委員会が必要なくなりましたので、設置を規定しております規程を廃止するものです。

なお、施行期日は丹後教科用図書採択地区協議会の設置日に合わせ、平成27年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第44号をご説明いただきました。

〈小松委員長〉

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

すみません。確認なのですが、この教科書の設置の協議会というのですか、それが来年度の教科書を推薦したという形で教科書を使っています。その教科書の中で、何か一般の方から質問等色んな対応をしなくてはいけない時に、この協議会でいろいろ揉んだことはどうやって対応していくのでしょうか。もし何かの質問があった時とか。

〈吉岡教育次長〉

協議会の採択は、最終的には各教育委員会がしますので、教育委員会が回答するという形になります。京丹後市の教育委員会です、採択協議会ではありません。

〈野木委員〉

ではないということですね。分かりました。その確認をさせていただきました。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第44号「京丹後市学校教科用図書選定委員会規程の廃止について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

引き続きまして、追加議案ということで、議案が1件準備されております。

議案第45号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第45号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

平成27年度の教育委員会事務局の組織体制を検討する中で、従来、教育総務課で所掌していましたスクールバスの運行管理業務について、学校運営に直接関係する業務であることから、学校教育課へ移管をさせていただくものです。

改正文を説明させていただきます。

これも対照表をご覧いただきたいと思います。第3条に課の事務分掌を規定しておりますが、第1号ア庶務係(ソ)の条文中、スクールバスを削りまして、第2号ア企画係に(ス)として、スクールバスの管理運営に関するものを加えるものです。

施行期日については平成27年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第45号をご説明いただきました。

ご意見、ご質問がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第45号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。  
続いて3のその他ということで、何かございましたらお願いします。

〈森委員〉

すみません。今更ながらという気がして申し訳ないです。今スクールバスの話が出たのですけれども、先日京丹後市から運行表というか時刻表というのかな、電車とバスと来て、久美浜地区はかわせみ号とかなんとか号とってスクールバスも兼ねて一般のお客さんも輸送するような形になっていると思うのですが、そういうスクールバスについてはこの規定はどうなっているのですか。どういう理解をしたらいいですか。

〈中村教育総務課長〉

市営バスにつきましてもスクールバスとして運行しております。その分につきましても、同じスクールバスという中で学校教育課の方と一緒にやるという事になります。

〈森委員〉

分かりました。

〈文珠委員〉

特に問題はないですか。

〈吉岡教育次長〉

市営バスをスクールバスに貸しているというところではなくて、反対なのです。スクールバスを市営バスに貸しているのです。

〈文珠委員〉

久美浜町の時からの伝統的な。

〈吉岡教育次長〉

そうです。陸運局に許可も受けています。

〈森委員〉

そうですか、スクールバスを貸している。

〈坪倉教育総務課長補佐〉

事務的には企画政策課の方で市営バスは運行している担当課がありますので、そこへの報告はちゃんとさせてもらっておりまして、市営バスの部分については企画政策課の方で運賃の収受や陸運局への報告等の関係部分もしてもらって、運行の委託業務とそれから日々の運行管理につきましては教育委員会の方でやらせていただいております。

〈文珠委員〉

大分前にも同じような質問をさせてもらったような経験があるかなと思いますけれども、そういう形があるということが市の中で一部ということがされていて、利点もあり、これ

は困ったなという点もあり、あろうかとは思いますが、そこら辺どういように総括されているのかなというのは非常に関心を寄せるどころだなというふうに思っております。

〈吉岡教育次長〉

実際市が持っているバスを、有効活用を図って市民の交通の便に使うということが元々発想だろうと思うのですが、確かにスクールバスもあり市営バスもということなので、スクールバスの方に優先をするような形にはしてもらっているのですが、時間の事とかそういうことについては多少お互いが理解し合いながらやっていかなければいけない部分もあるのではないかなと思います。スクールバスは朝、夕だけしか使いませんので、結局市営バスで使っている時間、回数の方が多いと思います。

〈坪倉教育総務課長補佐〉

そうです。本数的には市営バスの方が多いです。昼までとか、病院の帰りに使ってとか、そういう時間に合わせてダイヤを組んでおりまして、朝の登下校の時間は児童生徒を優先した形でダイヤを組んでおります。

〈文珠委員〉

市営バスといった形があるのは久美浜町だけということですか。

〈坪倉教育総務課長補佐〉

市営バスでいうと、久美浜町と弥栄町で運行しておりますが、一般混乗路線ということで、児童生徒と一緒に利用することができるのは久美浜だけです。

〈吉岡教育次長〉

再配置の説明に行った時にも、市営バスに乗っている時に、湊地域の方なんかは観光地で一般のお客も乗るからどうだという話はちょっとありましたが、それは大丈夫でしょうという形で整理をさせてもらっています。反対に良い面もあって、地域のお年寄りなんかは久美浜病院なんかに行く時に子どもたちと一緒に利用するという事は、またこれは他の面では良いことではないかなというふうに思っております。

〈文珠委員〉

面白いなというか、どういうふうに広がっていくのかと思ひまして。

〈吉岡教育次長〉

教育委員会としては管理だけのことを考えるとスクールバス単独の方が良いと思います。

〈野木委員〉

市営バスを使うことは、今後他町への広がりというのは考えられることですか。

〈吉岡教育次長〉

市営バスは基本的には丹海のようなバスが通っているところは運営ができないので、制限がかかりますから。ですから公共交通機関が利用できないところが、そういう混乗バス

が認められるということです。ですから、宇川とか大宮の方はスクールバスに丹海バスを利用したりしています。

<森委員>

スクールバスにというのは。

<吉岡教育次長>

定期券を持たせたりして、丹海バスを通学に使っているところもあります。

<文珠委員>

それは一般の方も一緒に乗ってますよね。

<坪倉教育総務課長補佐>

丹海の方は旧町時代からそうやって乗りなれている人たちが使っておられるということで、そのまま市になっても丹海が走っていて、丁度学校に合わせた時間にも走っています。それは利用させていただいてそういったものが無い所に新しくスクールバスの路線を考えてスクールバスを運行させていただいています。

<森委員>

その定期券代というのは。

<吉岡教育次長>

市が出しています。バスを借りるよりは安い。

<文珠委員>

全体的な市の中で丹海を利用し、といたらもっと市民と一緒に学校の子が乗れるようなグローバル的な考え方で企画していくという考え方はあるのですか。

<吉岡教育次長>

丹海バスを利用してスクールバスで利用することが出来る時間帯に走っているという事や、コースがそういう学校に使えるコースを丹海バスが走っているかということにもよるので、そういうことを総合的に判断して丹海バスでもスクールバスに使っても良いという判断が出来た場合は利用させていただいているという。丹海がそこら中走っていればスクールバスを買わなくても良い部分も出てくるかも分からないのですけども。

<文珠委員>

丹海バスも1人や2人しか乗っていないバスではどうかと思う。

<吉岡教育次長>

それと時間帯ですね。

<森委員>

1つ乗り遅れたら、もう昼頃になってということでは。

〈文珠委員〉

スクールバスに遅れた人は丹海バスに乗って行けるというような感じがあっても良いような。

〈吉岡教育次長〉

私も聞いた話で正確なことではないかも知れないですけども、私達の地元の浜詰の方から網野に行く前にも丹海が通っているのですけど時間が遅いです。1便目が9時くらいだと思います。それで、KTRとの関係があって、丹海バスが同じ路線を同じ時間に走ることが出来なかったというようなことも聞いたことがあります。

〈文珠委員〉

やはり時間帯やら路線やらいろいろ考えて、全体的なことを考えてやっていたことがあるのでしょし、全体的によく市内全体が回れるように考えていただくのが本来ではないですかね。

〈吉岡教育次長〉

今後いろんなことがある中で、どっちもが良いことになればまた時間の調整とかそういうことがいろいろと出てくるのではないかなと思います。それと、さっきも言いました、子どもの人数にもよりますし、丹海1台走っていてそれに全員乗れるかということと乗れない、浜詰の方なんかは特にそうですね。今度3台配置するのですが、丹海のバスが1台走っているからそれに皆乗っていきこうということにはいかないということになります。

〈小松委員長〉

他にございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

ないようでございます。

それでは、以上をもちまして第7回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦労様でございました。

〈 閉会 午後3時35分 〉

[ 4月定例会 平成27年 4月 3日(金) 午後4時から ]